

## 〈今月の主な記事〉

### 日本年金機構 からののお知らせ ..... 2

算定基礎届の提出はお済みですか？提出期限は令和5年7月10日です。... 2

会社を退職後、継続再雇用された方の手続きについて ..... 3

「資格喪失届」及び「被扶養者(異動)届」を提出していただく際の  
「健康保険被保険者証」等の取扱いについて ..... 3

### 協会けんぽ 宮崎支部 からののお知らせ ..... 4

給付金申請の変更に係るお知らせ ..... 4

退職後の健康保険証についてのお知らせ ..... 5

### 一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からののお知らせ ..... 6

★日本年金機構 宮崎・都城・延岡・高鍋年金事務所からののお知らせ... 6

健康づくり講習会のご案内 ..... 7

### インフォメーション ..... 8

年金相談の日程など ..... 8



### スイレン“セントルイス”

水面に浮かぶように咲くスイレン。その幻想的な姿は古代エジプト絵画やフランスの画家モネの作品にも描かれているように古くから人々を魅了してきました。

イザナキノミコトが黄泉(よみ)の国から帰って「みそぎ祓え」をしたみそぎ池は宮崎を代表するスイレンの名所です。毎年5月から9月にかけて約4,000本の黄色いスイレンが咲き誇り神秘的な雰囲気漂います。



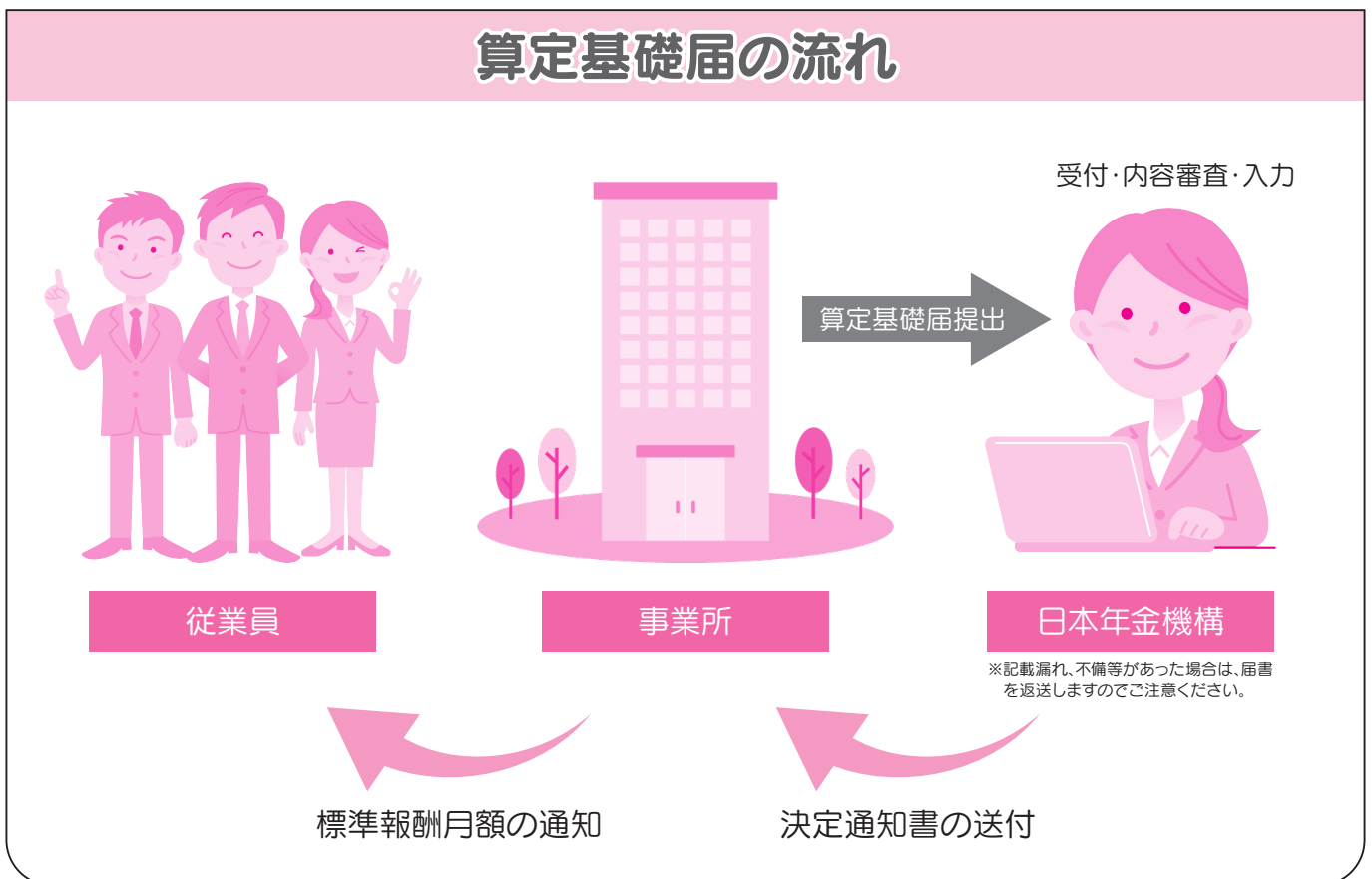
## 算定基礎届の提出はお済みですか？ 提出期限は令和5年7月10日です。

「算定基礎届」はその年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。

この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算、将来受け取る年金額の計算および健康保険の給付の計算の基礎となりますので、適正にお届けいただきますようお願いします。

ご提出いただいた算定基礎届は、日本年金機構において審査確認を行い、入力処理後順次決定通知書(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知)をお送りします。

### 算定基礎届の流れ



決定通知書が届きましたら、決定された標準報酬月額をご提出いただいた届書の内容と相違ないかどうかの確認をお願いします。

また、標準報酬月額については各被保険者の方々に給与明細書などでお知らせください。

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、資格喪失届に添付してお返しください。

## 会社を退職後、継続再雇用された方の 手続きについて

**60歳以上の被保険者**が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に届出することにより、再雇用された月から、再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することができます。

届出される際は、添付書類として、「就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」が必要となります。

「事業主の証明」には指定の書式はありませんが、退職した日、再雇用された日が記載されているものが重要です。

※ 詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構

検索

## 「資格喪失届」及び「被扶養者(異動)届」を提出して いただく際の「健康保険被保険者証」等の取扱いについて

「健康保険・厚生年金保険 被保険者 資格喪失届」及び「健康保険被扶養者(異動)届」(被扶養者の削除・変更)を提出する際は、「健康保険被保険者証」等を必ず添付して下さい。

また、紛失したなどの理由で添付できない場合は、「健康保険 被保険者証回収不能届」を添付していただくか、「資格喪失届」及び「被扶養者(異動)届」の備考欄へ記載してください。なお、「健康保険被保険者証回収不能届」には被保険者の電話番号の記入をお願いします。

※ 後日「健康保険被保険者証」等が見つかりましたら、速やかに返納していただきますようお願いいたします。

無効の「健康保険被保険者証」等を使って医師の診療を受けた場合は、後日その医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

※ 詳しくは5ページ目をご覧ください。

## 給付金申請の変更に係るお知らせ



### 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金申請の変更

- 療養担当者記入用(申請書4ページ目)が必要になります。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、臨時的な取扱いとして、療養担当者意見欄(申請書4ページ目)の証明について必ずしも要しない取扱いでしたが、申請期間(療養のため休んだ期間)の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、療養担当者意見欄(申請書4ページ目)に医師の証明が必要となります。



変更が  
いっぱいある...



### 出産育児一時金の法改正

- 法改正に伴い出産育児一時金の支給金額が変更されました。

令和5年4月1日出産分から、出産育児一時金が50万円に引き上げられました。  
※産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合や妊娠週数22週未満で出産された場合の出産育児一時金は48.8万円です。

	令和5年4月1日以降 の出産の場合	令和4年1月1日～ 令和5年3月31日 の出産の場合	令和3年12月31日以前 の出産の場合
産科医療補償制度加入の医療機関等 で妊娠週数22週以降に出産	1児 / 50万円	1児 / 42万円	1児 / 42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機 関等で出産	1児 / 48.8万円	1児 / 40.8万円	1児 / 40.4万円
産科医療補償制度に加入の医療機関 等で妊娠週数22週未満に出産			



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階  
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから  
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」  
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

## 退職後の健康保険証についてのお知らせ



### 退職・転職すると健康保険証は使えなくなります。

退職後に健康保険証を返却せず、誤って医療機関等で使用する事例が発生しています。健康保険証が使用できるのは**退職日まで**です。

退職日翌日以降、資格のない健康保険証を提示して医療機関等にかかった場合、その医療費は、全額自己負担となるため、協会けんぽが負担した医療費は返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

健康保険証は家族の分も含めて退職日に事業所へご返却ください。

事業所ですべての健康保険証を回収するよう、お願い申し上げます。

### 困った健康保険証の使い方をしていませんか？ 困ったNG集

1 × 月の途中で退職したけど、健康保険証は月末までは使えるんでしょう？

2 × 退職前から治療している病気は、退職後も健康保険が使えるよね。

3 × 資格はなくなったけど、健康保険証を提示したら使えたいし…

4 × 次の健康保険証ができるまで大丈夫だろう…



使い方を正しく  
理解しましょう。



### 健康保険証を使用せず、医療費を立替えたとき

新しい健康保険証が届くまでに医療機関等を受診し、医療費の保険診療分を10割負担したとき、療養費(立替払い)申請をすることで一部負担金相当額を差し引いた金額を払い戻します。なお、健康保険で認められない費用は除外されます。

※申請先は**新しい健康保険証の発行元**です。健康保険証の発行元にご連絡ください。

# 一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

一般財団法人 宮崎県社会保険協会の収入支出の決算が6月7日の役員会において、全員一致で次のとおり承認されました。

令和4年度 一般会計収支決算			
●収入決算額	49,536,702円		
●支出決算額	36,469,020円		
●収支差額	13,067,682円		
収入の部(単位:円)		支出の部(単位:円)	
1. 積立金利子収入	690	1. 事業費	22,901,131
2. 受取会費	37,666,200	2. 管理費	13,567,889
3. 雑収益	376,735		
4. 前期繰越	11,493,077		
計	49,536,702	計	36,469,020

## 令和5年度4月から宿泊施設優待割引の施設利用会員証が新しく変わりました!

令和5年1・2月号の広報誌「社会保険みやざき」に同封しました、宿泊施設優待割引のご案内チラシで、施設利用会員証(青色)を現在多くの事業所様から、申し込みいただいておりますが、以前に申し込みいただいた施設利用会員証は有効期限が切れております。**【黄色及びピンク色の会員証】**  
新しい会員証を必要とされる事業所様は、恐れ入りますが(一財)宮崎県社会保険協会までご連絡をお願いします。  
◎新しい施設利用会員証(青色)の有効期限は2023年4月~2026年3月までです。

お問い合わせ先: 一般財団法人宮崎県社会保険協会 電話(0985)23-0200まで

## 令和5年度 第1回 新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました

本年5月に県内7会場で、当協会主催の新任社会保険事務担当者研修会を開催いたしましたところ、沢山の方々にご参加いただきまして、ありがとうございました。

令和5年度も事業所の皆様方のお役に立てる研修会・講習会等を開催してまいりますので、今後ご支援・ご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。



## ☆日本年金機構 宮崎・都城・延岡・高鍋年金事務所からのお知らせ

### ～昨年度中に社会保険の新規適用となられた事業所様へ～

県内年金事務所からのお知らせです。

日頃より、社会保険業務の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記のとおり、**令和4年4月1日から令和5年3月31日の間**に新たに社会保険適用となられた事業所様向けに、**年金事務所管内ごとの制度説明会を開催予定です。(7月中)**

算定基礎届を含む事務手続きや、電子申請利用案内が中心となります。

別途、案内状をお届けしますので、この機会に、ぜひご参加をお願いいたします。

# 健康づくり講習会のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、保健師・健康運動指導士による講習会及び、実技指導等を実施しています。この機会に是非、講習会等のお申込みをお待ちしております。

**※費用は当協会が全額負担しますので無料です。**

(非未納事業所及び非会員事業所は実費負担となります)

保健師による主な講習会内容	健康運動指導士による主な講習会内容
1. 食中毒を防ごう 1. 高血圧の予防と日常生活 1. 熱中症の予防対策 1. 歯の健康法 1. 生活習慣病の予防と対策 1. その他(ご希望のテーマ)	1. 腰痛・肩こり予防体操 1. 座ってできる筋力アップ運動法 1. ストレッチ体操とリラクゼーション 1. ロコモ(膝関節)予防体操 1. 脳のトレーニング 1. その他(ご希望のテーマ)

## お申込・お問合せは

一般財団法人 宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

電話(0985)23-0200 FAX(0985)23-9077

※ホームページからもお申し込みができます ◇<https://www.shahokyou-miyazaki.jp/>



## ◆健康づくり講習会の申し込み方法

1カ月前にお申し込みをお願いします。下記の申込用紙をご記入の上、FAXでお申し込みください。また当協会のホームページでもお申し込みができます。

## 健康づくり講習会申込書

申込日 年 月 日

希望講師	保健師	健康運動指導士
講習会の開催日時	令和 年 月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
講習会会場名 (事業所で実施の場合は事業所名)		
一般財団法人 宮崎県社会保険協会長 殿		
事業所名称		
ご住所	〒 -	
連絡責任者名	電話番号	( ) -

# 7・8月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
7月・8月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
7月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00
8月の休日受付	12日(土)	午前9:30～午後4:00

# 7・8月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会場	7月	8月
串間市役所 会議室	6日(木)	3日(木)
えびの市役所 会議室	13日(木)	10日(木)
西都市役所 市民課年金係	20日(木)	17日(木)
高千穂町役場 町民相談室	20日(木)	17日(木)
小林市役所 1階相談室	20日(木)	17日(木)
日南市役所 新庁舎2階会議室	27日(木)	24日(木)
日知屋公民館 2階学習室	27日(木)	24日(木)


# 年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

## 0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。  
○携帯電話でもご利用できます  
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

**受付時間**

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)  
午前8:30～午後5:15まで  
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日  
午前9:30～午後4:00まで



# 年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ！

ゴヨクヲ

## 0570-05-4890


〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。  
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。  
○お近くの年金事務所でも受付しています。

**予約相談の実施時間帯**

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。



## 協会けんぽからのお願い

# 保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日から使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

## 街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のとこまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のとこまで

宮崎年金事務所	<b>0985-52-2111</b>	都城年金事務所	<b>0986-23-2571</b>
延岡年金事務所	<b>0982-21-5424</b>	高鍋年金事務所	<b>0983-23-5111</b>

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のとこまで

## 協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

**0985-35-5364** (代表)自動音声でご案内します

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保健使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>